

## 清算所得の金額の計算に関する明細書

法人名

## I 残余財産の一部分配の場合

残余財産分配額	この申告に係る分配額	1	円	解散時の利益積立金額等及び分配計時額	計 (4) + (5) + (6)	7	円
	同上のうち防災建築街区造成組合の残余財産価額不算入の金額	2			既に分配した金額	8	
	差引金額 (1) - (2)	3			同上のうち防災建築街区造成組合の残余財産価額不算入の金額	9	
解散時の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	解散時の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	4		分配計時額	差引金額 (8) - (9)	10	
	解散時の利益積立金額又は連結個別利益積立金額	5			解散時の資本金等の額及び解散時から分配時までの利益積立金額等の合計額 (7) - (10)	11	
	解散時から分配時までに生じた利益積立金額の合計額	6			清算所得金額 (3) - (11)	12	

## II 解散の場合

残余財産の価額	残余財産確定の日における財産の価額	13	円	残余財産の価額	清算中の所得又は一部分配により納付すべき事業税額	29	円
		14			清算中に納付した再評価税額、会社臨時特別税額、法人臨時特別税額及び法人特別税額	30	
		15			清算中に支出した寄附金額	31	
		16			同上のうち残余財産の価額に算入しない寄附金額(別表二十一(四)「1の計」)	32	△
		17			みなし配当金額の25%控除額(別表二十一(四)「11の計」)	33	
	計	18			清算中に納付した所得税額(別表二十一(四)「7の③」)	34	
		19			防災建築街区造成組合の残余財産価額不算入の金額(別表二十一(四)「18」)	35	△
		20			合計金額(24)から(35)までの合計)	36	
		21			資本金等の額又は連結個別資本金等の額	37	
		22			利益積立金額又は連結個別利益積立金額	38	
	計	23			受取配当等の額(負債利子の額を除く。)	39	
財産の価額	財産の価額 (13) + (18) - (23)	24		資本金等の額の合計及び額等	清算中に還付等を受けた金額(令第9条第1項第1号へに規定する法人税、会社臨時特別税、法人臨時特別税、法人特別税、道府県民税及び市町村民税に係る部分を除く。)	40	
	既に分配した金額	25			計 (38) + (39) + (40)	41	
	清算中の所得又は一部分配により納付すべき法人税額	26			清算所得金額 (36) - (37) - (41)	42	
	(26)に係る道府県民税額	27					
	(26)に係る市町村民税額	28					

## 別表二十一（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、残余財産の一部分配の場合及び残余財産が確定した場合に記載します。
- 2 「I 残余財産の一部分配の場合」の各欄は、法第103条第1項（『残余財産の一部分配に係る予納申告』）の規定による申告をする場合に記載し、「II解散の場合」の各欄は、法第104条第1項（『清算確定申告』）の規定による申告をする場合に記載します。
- 3 残余財産の一部分配の場合
  - (1) 「同上のうち防災建築街区造成組合の残余財産価額不算入の金額2（又は10）」には、別表二十一（四）の「IV防災建築街区造成組合が払い戻した土地等の残余財産価額不算入に関する明細書」の「残余財産価額不算入額18」の金額を移記します。
  - (2) 「解散時の資本金等の額又は連結個別資本金等の額4」には、解散当時の法第2条第16号（『資本金等の額』）の規定による資本金等の額又は同条第17号の2（『連結個別資本金等の額』）の規定による連結個別資本金等の額を記載します。
  - (3) 解散の日が平成18年3月31日以前である場合には、「解散時の資本金等の額又は連結個別資本金等の額4」には、平成18年改正前の法第2条第16号（『資本等の金額』）の規定による資本等の金額又は同条第16号の2（『連結個別資本等の金額』）の規定による連結個別資本等の金額を記載します。
  - (4) 解散の日が昭和42年5月31日以前である場合には、この表の算式にかかわらず、次により記載します。
    - イ 「解散時の利益積立金額又は連結個別利益積立金額5」及び「解散時から分配時までに生じた利益積立金額の合計額6」には、（ ）を付して記載し、その合計額を「計7」に（ ）を付して上欄に記載します。
    - ロ 「この申告に係る分配額1」から「解散時の資本金等の額及び解散時から分配時までの利益積立金額等の合計額11」までの（ ）書の金額以外の金額については、この表の算式により記載します。
    - ハ 「解散時の資本金等の額及び解散時から分配時までの利益積立金額等の合計額11」には、「計7」の（ ）書の金額を（ ）を付して上欄に記載します。
  - ニ 「清算所得金額12」には、本書の金額につき同欄の算式に従って計算した金額を本書きし、「解散時の資本金等の額及び解散時から分配時までの利益積立金額等の合計額11」の（ ）書の金額を（ ）を付して上欄に記載します。

この場合、「解散時の資本金等の額及び解散時から分配時までの利益積立金額等の合計額11」の本書の金額がマイナスであるときは、「残余財産分配額」の「差引金額3」の金額をそのまま「清算所得金額12」に書きし、「解散時の資本金等

の額及び解散時から分配時までの利益積立金額等の合計額11」の（ ）書の金額から「解散時の資本金等の額及び解散時から分配時までの利益積立金額等の合計額11」の本書の金額を差し引いた金額を（ ）を付して上欄に記載します。これは、本書の金額のうち、この（ ）書の金額に達するまでの金額が利益積立金額等からなる部分の金額であることを意味します。

### 4 解散の場合

この欄は、残余財産が確定し、清算所得金額を計算する場合に記載しますが、残余財産の一部について既に分配をしている場合でも残余財産が確定したときは、この欄に清算所得金額を記載します。

「残余財産の価額」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「加算」及び「減算」の各欄は、税務計算上、清算終了の日における財産の価額に加算又は減算すべき金額があるときに、その項目及び金額を記載します。
- (2) 「既に分配した金額25」には、残余財産が確定したときまでに残余財産の一部について分配をしているときは、前回の分配までの「残余財産分配額」の「差引金額3」の金額を記載します。
- (3) 「清算中の所得又は一部分配により納付すべき法人税額26」には、清算中の各事業年度の所得に対する法人税額又は残余財産の一部分配に対する法人税額を記載します。
- (4) 「(26)に係る道府県民税額27」、「(26)に係る市町村民税額28」及び「清算中の所得又は一部分配により納付すべき事業税額29」には、上記に対する地方税法の規定による税額を記載します。
- (5) 「利益積立金額等」の「受取配当等の額39」及び「清算中に還付等を受けた金額40」の各欄には、法第93条第2項第2号及び第3号（『利益積立金額等』）の規定による清算中の事業年度における受取配当等の額、還付金額又は充当金額を記載します。
- (6) 「受取配当等の額（負債利子の額を除く。）39」には、次の表に掲げる受取配当等の区分に応じた割合に係る金額の合計額を記載します。

区 分	割 合
平元. 3. 31以前に開始した清算中の各事業年度の受取配当等	$\frac{75}{100}$
平元. 4. 1から平2. 3. 31までの間に開始した清算中の各事業年度の受取配当等	$\frac{87.5}{100}$
平2. 4. 1以後に開始した清算中の各事業年度の受取配当等	$\frac{100}{100}$

なお、昭和37年1月1日前に受けた受取配当等の額については、この表の区分にかかわらず、その受取配当等の金額を記載します。